

# Pervasive Software Inc. Pervasive PSQL v9 Service Pack 2

## サーバー版 ライセンス契約書

注意事項: 同封のソフトウェアをインストールする前に必ず、本契約書をお読みください。本ソフトウェアをインストール、又は他の人にインストールを許可することによって、お客様、及びお客様が本ソフトウェアを配布された方は、このライセンス契約書の条項を受け入れることとなります。この契約書の条項に同意されない場合は、購入後 10 日以内にソフトウェアのパッケージ一式を購入元に返却していただければ購入代金を払い戻し致します。

### 1. 定義

- 1.1 「パーベイシブ」とはデラウェア州法人である 12365 Riata Trace Parkway, Building B, Austin, Texas (U.S.A.) 78727 所在の Pervasive Software Inc.を指します。
- 1.2 「お客様」とは本契約書に従って本ソフトウェアをライセンスする個人または法人を指します。
- 1.3 「通信ネットワーク」とは、多数の独立した装置の相互通信を可能にするデータ通信システムを言い、そのインターナル・ブリッジ及びそれに物理的に接続したワークステーションを含みます。
- 1.4 「ローカル・エリア・ネットワーク」又は「LAN」とは、お客様の社内において情報を伝達するために私的にアクセス可能な通信ネットワークを言いますが、お客様のイントラネット又はインターネットを含みません。
- 1.5 「クライアント・ソフトウェア」とは、装置上で稼動する本ソフトウェアの一部(含まれている場合)で、装置を通信ネットワークに組み込むことでホスト・ソフトウェアへアクセスできるようにするものを言います。
- 1.6 「ホスト・ソフトウェア」とは、本ソフトウェアの一部(含まれている場合)で、通信ネットワークに組み込まれているネットワーク・ホスト上で稼動するものを言います。
- 1.7 「本ソフトウェア」とは、お客様が本契約書と共にパーベイシブから受け取ったすべてのソフトウェアの総称です。
- 1.8 「ネットワーク・ホスト」又は「ネットワーク・サーバー」とは、ネットワーク・ホスト又は通信ネットワーク上に離れて存在しているクライアント・ソフトウェアによるアクセスを許容するために、ホスト・ソフトウェアを稼働させる単一の計算システムを言います。
- 1.9 「マニュアル」とは、本ソフトウェアとともにパーベイシブから提供されるマニュアル及びその他の印刷物を指します。
- 1.10 「イントラネット」とは、お客様の社内、子会社又は遠隔の事務所において情報を伝達するために私的にアクセス可能な通信ネットワークを言いますが、インターネットへの接続を含みません。
- 1.11 「インターネット」とは、情報の伝達のために公的にアクセス可能なコンピュータ通信のネットワークを言います。
- 1.12 「インターネット/イントラネット・ライセンス」とは、その時点で有効なライセンス料をお客様が支払われることにより、別途購入及び許諾されるライセンスのことを言います。このライセンスにより、Web サーバー又は他の同期デバイスを經由したネットワーク・ホストへのアクセスが許可されます。ネットワーク・ホストへの接続は 1 つですが、この同期デバイスを經由して、複数の同時ユーザーがネットワーク・ホストにアクセスすることができます。「インターネット/イントラネット・ライセンス」は、1 台以上のフロント エンドの同期デバイスにおける同時ユーザー数を特定できない場合にのみ有効です。
- 1.13 「同時ユーザー」とは、ホスト・ソフトウェアにアクセスして使用することをお客様により許可されたエンド・ユーザー、又はホスト・ソフトウェアにアクセスして使用できるようにお客様が設定した装置を指します。
- 1.14 「ユーザー数」とは、お客様が購入したライセンスに従って、ホスト・ソフトウェアへの同時アクセス及びホスト・ソフトウェアを使用することを許可されたユーザー数を言います。この同時ユーザーが、ネットワーク ホストに經由する方法としては、LAN、イントラネット、インターネット、その他のネットワークなどの手段を問いません。同期デバイスのフロントエンドで同時ユーザー数を特定できない場合、お客様は、同期デバイスを經由したホスト・ソフトウェアへのアクセスが無制限となるインターネット/イントラネット・ライセンスを購入する必要があります。

### 2. ライセンスと保護

#### 2.1 ライセンスの許諾

パーベイシブは、本契約書の条件に従い、次の非独占的かつ譲渡不能な権利をお客様に許諾致します。(i) 単一のネットワーク・サーバー上でホスト・ソフトウェアを使用する権利。(ii) ホスト・ソフトウェアへのアクセスおよび使用目的に限定した 1 台以上のデバイス上でクライアント・ソフトウェアを複製する権利。(iii) 総数を超えないユーザー数でホスト・ソフトウェアに同時アクセスし、ホスト・ソフトウェアを使用する権利。(iv) 本ソフトウェアの使用に伴ってマニュアルを使用する権利。

#### 2.2 本ソフトウェアの保護

お客様は、本ソフトウェアおよびマニュアルを不正な複製または使用から保護するためにあらゆる

適切な処置をとることに同意するものとします。本ソフトウェアのソースコードは、パーベイスプ及び／又はパーベイスプへのライセンス提供者の営業秘密を表示及び包含しています。お客様は、本ソフトウェアのソースコードと包含された営業秘密を使用することが出来ません。それらを改変、追記又は削除することを厳禁します。お客様は本ソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、又はリバースエンジニアリングすることによってソースコード又はソースコードに含まれる営業秘密を明らかにしないことに同意するものとします。欧州連合法が適用される範囲において、逆アセンブル、逆コンパイル、及びリバースエンジニアリングについての前述の制限の範囲は、ソフトウェアの法的保護に関する欧州連合法に違反しない範囲内の、許可される最大範囲に対してのみ、制限されます。

2.3 スタンバイ・ネットワーク・サーバーでのホスト・ソフトウェアのインストール  
ホスト・ソフトウェアがインストールされたネットワーク・サーバーで障害が発生した場合、フェールオーバー・サポートにのみ利用されるスタンバイ・ネットワーク・サーバーで、暫定的にホスト・ソフトウェアを使用することが出来ます。

### 3. 複製

お客様は、本契約書に従って得た権利に従い、それらに定める方法のみにより使用するため、クライアント・ソフトウェアの複製を作成し、またホスト・ソフトウェアの複製を1部、保管目的に限って作成することが出来ます。お客様は、許可されたクライアント・ソフトウェアの複製物ごとに、電子的な形態で提供されるユーザー・マニュアルの複製物を1部のみ作成して、クライアント・ソフトウェアの複製物とともに配布することができます。お客様は、許可された本ソフトウェアおよびマニュアルのすべての複製物に、すべての知的所有権の表示を変更不可能な形式で忠実に複製して、挿入しなければなりません。お客様は、印刷物として提供されたマニュアルを複製することが出来ません。

### 4. 所有権

本ソフトウェア及びマニュアル(複製物を含む)の所有権及び権限はパーベイスプのみに帰属します。お客様には、本契約書に基づくお客様の権利を行使して頂くことのみのため、複製を提供致します。本ソフトウェアは使用を許諾されるもので、販売されるものではありません。パーベイスプは、お客様に明示的に提供していないすべての権利を留保します。

### 5. 制限

本契約書で明示的に許可された場合を除き、お客様は本ソフトウェア又はマニュアルもしくはそれらの一部の使用、貸与、賃貸、サブライセンスの提供、配布、譲渡、複製、複製、展示、修正、派生物の創作、共同使用又は処分を行わないことに同意するものとします。お客様は本ソフトウェア及びマニュアルを、マニュアルに従って社内業務目的だけに使用出来るものとします。パーベイスプが書面によって明示的に承諾した場合を除いて、本契約書にこれに反するどのような規定があろうと、お客様は本ソフトウェアを第三者のためのホスト・アプリケーションに使用、又は第三者にサービス・ビューロー、共同使用もしくはその他のコンピュータ・サービスを提供するために使用しないことに同意します。

### 6. 譲渡

お客様は、本契約書に基づく一切の権利、義務又は利益を、その全体又は一部を問わず、またその方法の如何にかかわらず、パーベイスプの書面による事前の許可なしに譲渡することが出来ず、かかる譲渡はすべて無効とします。第三者による合併又はその他の企業買収は譲渡として扱われます。パーベイスプは、お客様の承諾なしにいつでも、本契約書上の権利及び義務の全体又は一部を、パーベイスプに全額出資し、パーベイスプが全額出資し、又はパーベイスプが共同保有する1つ又は複数の会社に譲渡出来るものとします。

### 7. 期間および契約終了

本契約は、お客様がソフトウェアをソフトウェアの包みを開封したときに発効し、解約されるまで効力を保持します。お客様はマニュアル及び本ソフトウェア並びにすべての複製及び改作物を破棄することにより、本ライセンスをいつでも解約することが出来ます。本契約は、お客様が本契約書のいずれかの条項に違反した場合、自動的に終了します。本ライセンスが終了したときは、お客様は本ソフトウェア及びマニュアルの原本とすべての複製を破棄又はパーベイスプに返却することに同意します。本契約書の 2.2、4、6、7、8.2、8.3、9 及び 10 項は本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。

### 8. 限定保証

#### 8.1 磁気媒体及びマニュアル

本ライセンスの購入時に磁気媒体又はマニュアルが破損もしくは物理的に欠陥のある状態にあり、それらが購入から 90 日以内にパーベイスプに返品されたときは、パーベイスプはお客様に代品を無料で提供することを保証します。

#### 8.2 保証の否認

パーベイスプは、本ソフトウェア製品をお客様に本契約書に基づいて「現状のまま」という条件でラ

イセンス致します。本契約書の 8.1 項で明示的に記述されている場合を除き、パーペイシブは、本ソフトウェアおよびマニュアルに関して、明示又は黙示であれ、その他のいかなる陳述、条件設定又は保証も行いません。パーペイシブは、なにかんずく、例えば商品性、権原、特定目的への適合性、又は業務上の取引もしくは使用の過程で生じる適性について、いかなる陳述、条件設定又は保証も行わないことを明示的に表明し、お客様これを承認します。

### 8.3 危険性の大きい業務

本ソフトウェアは障害を許容するものではなく、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、直接的生命維持装置又は兵器システムの操作など、本ソフトウェアの故障が死亡、負傷、又は重大な物理的もしくは環境的な損害を、直接引き起こすような危険な環境（「危険性の大きい業務」）において、絶対に安全なオンライン制御装置として使用又は再販されるために設計、製造又は意図されているものではありません。パーペイシブ及びその販売元は、危険性の大きい業務への適合性についての明示又は黙示の保証を明示的に否定します。

## 9. 責任の制限

9.1 本契約書、本ソフトウェア又はマニュアルに起因もしくは関連するパーペイシブの責任は、パーペイシブがお客様からライセンス料として受け取った合計金額を上限とします。

### 9.2 間接損害

パーペイシブは、いかなる場合も、保証、不法行為、製造物責任又はその他の理論において本契約書に起因又は関連する偶発的、特別又は間接的損害について、お客様に対する責任を負いません。

## 10. 一般的な条項

### 10.1 準拠法

本契約書は、準拠法の選択についての規定を除いて、米国テキサス州法に準拠し、それに従って解釈されます。本契約書は、国際商品販売契約に関する国連条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) の適用を明示的に排除するものとします。

### 10.2 完全合意

本契約書は、本契約書の内容に関するお客様とパーペイシブとの間の完全なる合意であり、両当事者の署名した文書のみにより修正されるものとします。販売者、販売元、代理店、小売店、販売員その他の者は、本契約書を変更し、又は本契約書の内容と異なる、もしくは本契約書が定める以上の、本ソフトウェアに関する保証、表明又は約束を行う権限を有しません。

### 10.3 権利放棄

本契約書上の一切の権利の放棄は、パーペイシブの正式な委任代理人が署名した書面によらない限り無効となります。契約違反又は不履行に起因して、過去又は現在の権利が放棄されても、本契約書によって発生する将来の権利が放棄されたものと見なされることはありません。

### 10.4 監査

お客様は、ホスト・ソフトウェアにアクセスしている同時ユーザーの数がユーザー数を超えないことを保証する責任があります。また、本契約書の規定に従って本ソフトウェアを使用していることを文書で十分に証明する記録、ログ及びその他の資料（「記録」）を保存することに同意するものとします。パーペイシブは、適切に通知した上で、その記録を監査することが出来ます。

### 10.5 分離可能性

本契約書のいずれかの規定が無効又は執行不可能と判断された場合は、その規定が無効又は執行不可能とならないようにするために必要な範囲において、その規定を解釈、制限、修正、又は必要ならば削除するものとし、本契約書の他の規定はそれによって影響を受けないものとします。

### 10.6 輸出規制

本ソフトウェア又はその基礎となる情報もしくは技術は、ダウンロード又はその他の方法によって、(i) キューバ、イラク、リビア、北朝鮮、イラン、シリア、スーダン又は米国が交易を禁止しているその他の国（又はその国民や居住者）、(ii) 米国財務省の特別指定国民表 (List of Specially Designated Nationals)、米国商務省の注文拒否目録 (Table of Denial Orders)、米国商務省のミサイル、核・化学・生物兵器拡散団体表 (Entity List of Missile, Nuclear, and Chemical and Biological Weapons Proliferators) 又は米国国務省の外国テロ組織表 (Foreign Terrorist Organization List) に記載された人もしくは団体に対して、輸出又は再輸出出来ません。お客様は上記の内容を承認し、お客様が当該国に所在せず、当該国の支配下になく、当該国の国民又は居住者ではなく、当該目録又は表に載っていないことを保証するものとします。本ソフトウェアは、米国法及び米国政府の輸出規制の対象となつて、輸出又は再輸出をする前に明示的な輸出許可を得ることを要求されることがあります。その場合には、お客様は明確なライセンスを取得することに同意するものとします。

### 10.7 米国政府のエンド ユーザー

お客様が米国政府（以下「政府」）の機関、省、またはその他の組織である場合、本ソフトウェアおよびマニュアルの使用、コピー、複製、放棄、修正、開示、または譲渡が、軍以外の機関は FAR

(Federal Acquisition Regulation) 12.212、軍機関は DFARS (Defense Federal Acquisition Regulation Supplement) 227.7202 に従って制限されています。本ソフトウェアおよびマニュアルは、「Commercial Computer Software (商用コンピュータ ソフトウェア)」および「Commercial Computer Software Documentation (商用コンピュータ ソフトウェア 説明文書)」です。本ソフトウェアおよびドキュメントの使用は、本契約書又は修正後の本契約書に基づいて制限されるものとします。請負業者／製造者は、12365 Riata Trace Parkway, Building B, Austin, Texas 78727 所在の Pervasive Software Inc. です。

10.8 オペレーティングシステム

お客様は、本ソフトウェアとともに使用するオペレーティングシステム又は他のソフトウェアに適用されるライセンス契約書をお客様の責任において完全に遵守するものとします。

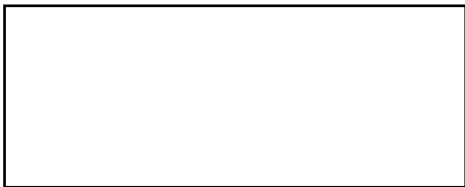
10.9 本ソフトウェア上で実行したベンチマーク試験又はその他の性能試験の結果を、バーベイスの書面による事前の許可なしに、第三者に開示することは出来ません。

10.10 本契約書は日本語を使用言語とします。

11. JAVA ランタイム環境

インストール オプションによって、Pervasive PSQL v9 Service Pack 2 ソフトウェアは Sun Microsystems, Inc. の JAVA 2 PLATFORM STANDARD EDITION RUNTIME ENVIRONMENT 5.0 を含むかもしれません。Sun Microsystems の バイナリコードライセンス契約書は JAVA 2 PLATFORM STANDARD EDITION RUNTIME ENVIRONMENT 5.0 に適用されます。Pervasive PSQL v9 Service Pack 2 サーバー版 ライセンス契約書に同意することにより、お客様は JAVA 2 PLATFORM STANDARD EDITION RUNTIME ENVIRONMENT 5.0 のための Sun Microsystems, Inc. の バイナリコードライセンス契約書と補足ライセンス条項の条件に同じく同意するものとします。

改定日: 2005 年 1 月



**PERVASIVE®**

株式会社エージーテック

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-21-1 昭栄神田橋ビル 3F

PHONE : 03-3293-5300 FAX : 03-3293-5270

<http://www.agtech.co.jp/>